

一般競争入札を次のとおり行うので、徳島市上下水道局契約規程（昭和42年徳島市水道局管理規程第21号）第1条に基づき、徳島市契約規則（平成3年徳島市規則第5号）第3条及び第5条の規定を準用し公告します。

令和6年1月29日

徳島市上下水道事業管理者 久米好雄

1 入札に付する事項

(1) 工事件名 大道2丁目ほか下水管渠改築工事

(電子入札対象案件)

(2) 工事箇所 徳島市大道2丁目ほか

(3) 工事期間 契約日の翌日から令和6年7月31日まで

(4) 工事概要 管更生工（既設管径φ900mm）

施工延長 L = 71.92m（0686路線）

更生延長 L = 70.72m

(5) 予定価格（税抜き） 27,616,000円

(6) 最低制限価格（税抜き） 開札後に公表する。

本案件の最低制限価格の設定は、以下の土木工事系算式によるものとする。

$$\text{最低制限価格 [税抜き]} = \frac{(\text{平均入札額} + \text{予定価格 [税抜き]} \times 2) \div 3 \times 0.93}{}$$

なお、最低制限価格に、1円未満の端数が生じた場合は、1円未満を切り捨てるものとする。

平均入札額は、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った全ての入札書（失格となった者の入札書も含む。）を対象に算出する。ただし、予定価格の88%未満の額の入札書は予定価格の88%とみなして算出する。このとき、予定価格の88%とみなした金額は、千円未満を切り捨てるものとする。

本工事（業務）は競争入札参加資格審査申請、入札を徳島県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行う対象工事（業務）である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変更することができる。

2 入札参加資格

徳島市上下水道局入札後審査型条件付一般競争入札実施要綱（以下「実施要綱」という。）第5条の規定により、次に掲げる事項に該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

(2) 徳島市の競争入札参加資格有資格者名簿に登載されていること。

- (3) 公告の日から開札執行の日までの間に、徳島市上下水道局建設業者指名停止等措置要綱（以下「指名停止要綱」という。）による指名停止措置を受け、又は指名を回避されている期間のない者
- (4) 公告の日から開札執行の日までの間に、徳島市上下水道局暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団措置要綱」という。）による排除措置期間のない者
- (5) 建設業法第27条の23第1項による経営事項審査が失効（最新の審査基準日から1年7か月経過）していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ただし、更生手続開始の申立て、又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、徳島市上下水道局（徳島市水道局を含む。以下「当局」という。）及び徳島市に競争入札参加資格の再申請を行っている者は、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (7) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条による技術者を配置可能な者
- (8) 建設工事の一般競争入札等に係る業者選定運用基準第1条に基づき準用する徳島市建設工事の一般競争入札等に係る業者選定運用基準（以下「徳島市運用基準」という。）に定める業者についての参加資格は次のとおりとする。
- ア 徳島市運用基準第4条の規定により、徳島市内に建設業法上の主たる営業所（以下「本店」という。）を有する者
- イ 次の(ア)から(エ)までのいずれかの条件を満たす者
- (ア) 徳島市運用基準第5条第1項第1号の規定に定める登録業者名簿に令和4年1月29日から継続して登載されている業者。ただし、徳島市運用基準第7条第1項第1号の規定により、令和4年1月29日及び令和6年1月29日に登録業者名簿に登載されており、その間に1年未満の非登載期間がある場合は、参加資格を有することとする。
- (イ) 徳島市運用基準第7条第1項第2号の規定により、令和5年度、令和4年度、令和3年度及び令和2年度の登録業者名簿に登載されている業者。
- (ウ) 徳島市運用基準第7条第1項第3号の規定により、令和5年度の登録業者名簿に登載され、令和4年度の登録業者名簿に登載されていなかった業者のうち、令和3年度及び令和2年度の登録業者名簿に登載されている業者。
- (エ) 徳島市運用基準第7条第1項第4号の規定により、令和5年度及び令和4年度の登録業者名簿に登載され、令和3年度の登録業者名簿に登載されていなかった業者のうち、令和2年度及び平成31年度の登録業者名簿に登載されている業者。
- ウ 徳島市運用基準第5条第1項第2号及び4号の規定に定める等級及び工種は、最新の登録業者名簿における土木一式工事の特A、A、B又はCの者
- エ 徳島市運用基準第5条第3項の規定により、最新の登録業者名簿の格付において使用した総合評定値通知書又は当案件の申請時点での最新の総合評定値通知書のいずれかにおける土木一式の平均年間完成工事高の額が500万円を超えている者

オ 公益財団法人下水道新技術推進機構の建設技術審査証明を受けている下水道管渠更生工法（複合管に係るものに限る）の工法協会に所属している者

カ 次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者（自社職員に限る）を主任技術者又は監理技術者として配置することができる者

(ア) 一般社団法人 日本管路更生工法品質確保協会に登録される「下水道管路更生管理技士」

(イ) 公益社団法人 日本下水道管路管理業協会に登録される「下水道管路管理専門技士(修繕・改築部門)」

(ウ) 一般社団法人 日本管更生技術協会に登録される「下水道管きよ更生施工管理技士」

キ 徳島市運用基準第7条第7項の規定により、徳島市外から徳島市内に本店所在地を移転した者は、令和6年1月29日現在で移転後2年以上経過していなければ、入札に参加できないものとする。

3 参加資格の確認と決定

次に掲げる書類の審査により、一般競争入札参加資格の有無を決定する。

(1) 業者状況一覧表・技術職員配置計画書（最大3名まで申請可能）

2-(7)に定める技術者（本工事に対応する資格を有すること）について記載すること。また、「法令による免許」欄については、本工事に係る取得している国家資格の名称を該当する欄に記入すること。

なお、技術者は2-(8)-カー(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者とする。

(2) 配置予定技術者の資格を証明する書類の写し

各技術者について、法令による免許を証する書類を提出すること。また、実務経験による場合は実務経験証明書、監理技術者資格者証等の実務経験を有することを証する書類を添付すること。

なお、有効期間がある場合は、開札日時点で有効であること。

(3) 配置予定技術者に係る健康保険被保険者証の写し等、雇用期間を証明する資料

注① 健康保険証の記号・番号・保険者番号については、マスキングし提出すること。ただし、健康保険証に事業所名が記載されていない場合で雇用関係が証明できない場合は、健康保険証以外の書類（保険者発行の証明書で対応する場合は、記号・番号等に該当する部分をマスキングしたもの）を添付すること。

② 国民健康保険等の被保険者であるため健康保険被保険者証で雇用関係を証明できない場合は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し等雇用期間を証明できる資料を添付すること。

③ (2)、(3)の書類に代えて配置予定技術者に係る監理技術者資格者証の写しを提出した場合は、(2)、(3)の書類を提出したものとみなす。ただし、管路更生工事に係る保有資格については必ず提出すること。

(4) 工法協会に所属していることを証明する書類の写し

2-(8)-オに定める工法協会（本工事の施工の際に使用する工法の工法協会に限る）に所属していることを証明する書類の写し

注① 有効期間がある場合は、開札日時点で有効であること。

(5) 紙入札方式参加承諾書

(6) 入札参加資格審査申請書【紙入札用】

4 様式及び契約条項を示す場所

(1) 徳島市上下水道局ホームページ 入札・契約情報（入札・契約に関する様式等）

(<http://www.city.tokushima.tokushima.jp/jogesuidokyoku/index.html>)

(2) 徳島市公共工事入札情報サービス

(<http://nyusatu-ppi.city.tokushima.lg.jp/public/>)

(3) 入札担当課 〒770-0808 徳島県徳島市南前川町5丁目1-4

徳島市上下水道局総務課 契約係（本庁舎2階）

電 話 088-623-2092 FAX 088-623-1027

注① 令和5年10月16日に新庁舎に移転しました。

5 設計図書の提供及び期間

(1) 提供場所 徳島市公共工事入札情報サービスからダウンロードすること。

(<http://nyusatu-ppi.city.tokushima.lg.jp/public/>)

設計担当課 〒770-0808 徳島県徳島市南前川町5丁目1-4

本庁舎4階 下水道整備課

電 話 088-621-5305

(2) 期 間 令和6年1月29日から令和6年2月21日まで

6 申請書類及び確認資料等の提出及び方法

(1) 提出期間 令和6年1月30日から令和6年2月13日 午後5時まで

(2) 提出方法 電子入札システムにより提出すること。

申請書類3-(1)から(4)

PDF形式又はMicrosoft Excel形式(拡張子「.xls」又は「.xlsx」)で作成のうえ、
電子入札システム画面の【入札参加資格審査申請書】に添付して送信すること。

なお、3-(2)、(3)及び(4)は書類をスキャナーで取り込みPDF形式に変換し
添付すること。当該書類を電子入札システムに添付できない場合は、提出締切
日までに4-(3)に示す場所に提出すること。

紙入札方式で参加する場合

申請書類3-(1)から(6)

提出期限は令和6年2月13日 午後5時までとする。

提出先は4-(3)に示す場所とする。

7 質疑書の提出・回答方法

質疑書の提出は、FAXにより行うものとする。ただし、質疑のない場合、提出は不要である。

- (1) 受付期間 令和6年1月30日から令和6年2月7日 午後4時まで
- (2) 回答期間 令和6年2月14日から令和6年2月20日まで
- (3) 受付方法 4-(3)に示す場所にFAXすること。
- (4) 回答方法 徳島市公共工事入札サービス（外部サイト）ホームページで公開する。

8 入札書と内訳明細書の提出期間及び方法

- (1) 提出期間 令和6年2月14日から令和6年2月21日 午前9時まで
- (2) 提出方法 電子入札システムにより提出すること。

入札書には内訳明細書を添付すること。なお、内訳明細書はPDF形式又はMicrosoftExcel形式(拡張子「.xls」又は「.xlsx」)で作成すること。

紙入札方式で参加する場合

提出日時：令和6年2月21日 午前9時

上記提出日時に本庁舎2階入札室へ持参すること。提出に際しては、提出日を記載して、二重封筒とし、入札書は内封筒に入れ封緘し、内訳明細書は外封筒に入れ、内封筒には入れないこと。なお、代理人が入札書を持参する場合は委任状を持参すること。

注① 入札書を提出した後は、原則として撤回、訂正等はできない。ただし、例外として、入札書提出後、配置予定技術者が配置できなくなった場合など、参加資格を喪失したと認められる場合は、開札までの間は入札辞退理由書を受付けるものとし、開札までに提出のあった場合のみ辞退の扱いとする。

② 内訳明細書に重大な不備がある場合は、当該内訳明細書を提出した者を失格とするので注意すること。また、提出後は、内訳明細書の差し替え及び再提出は一切認めない。

9 開札等

- (1) 開札日 令和6年2月21日 午前9時
- (2) 開札場所 本庁舎2階入札室
- (3) 開札時に入札書提出者の立会いを許可する。
- (4) 実施要綱第12条第3項の規定により、開札後、入札参加資格の有無を審査するため、落札の決定を保留するものとする。
- (5) 保留後、実施要綱第12条第4項から第6項までの規定により、落札決定を行う。

注① 入札参加資格の無い場合は、開札後無効となる。

- (6) 保留後、落札決定まで概ね2～3日（土、日及び祝日を除く。）かかるものとする。ただし、審査の内容によってはそれ以上の日時を要する場合がある。
- (7) くじにより落札者の決定を行うことになった場合、電子くじにより落札者を決定するものとする。

10 入札・落札に関すること

- (1) 特別の理由がある場合は、工事の発注を取り止め又は延期をすることがある。
 - (2) 入札保証金 免除
 - (3) 入札の無効
 - ア 公告に示した入札参加資格のない者の入札
 - イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
 - ウ 徳島市契約規則第13条の各号に該当する入札
 - エ 建設工事等入札心得第5条の各号に該当する入札
- 注① 郵送による入札は認めない。
- (4) 開札日の翌日から落札決定までの間に、指名停止要綱による指名停止措置又は指名回避措置を受けた者は、失格とする。
 - (5) 開札日の翌日から落札決定までの間に、暴力団措置要綱による排除措置を受けた者は、失格とする。
 - (6) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 契約に関すること

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上で金銭的保証とする。
- (3) 前払金は、契約金額の10分の4以内に相当する額を超えない範囲で請求することができる。
- (4) 中間前払金は、契約金額の10分の2以内に相当する額を超えない範囲で請求することができる。
- (5) 部分払は、請負金額が500万円を超えるものについて、出来高部分等があるときは、工事の完成前にその対価の一部を請求することができる。ただし、原則中間前払金との併用は認めない。
- (6) 落札者の決定後、契約締結までの間において、指名停止要綱による指名停止措置又は指名回避措置を受けた場合には、この請負契約を締結しないこととする。
- (7) 落札者の決定後、契約締結までの間において、暴力団措置要綱による排除措置を受けた場合には、この請負契約を締結しないこととする。

12 その他

- (1) 工事に対応する資格を有する主任技術者又は監理技術者を本工事の現場に配置できること。
(入札の結果、契約金額が税込4,000万円（建築一式工事にあつては8,000万円）以上になった場合には、建設業法に基づき主任技術者又は監理技術者の専任を必要とする。ただし、主任技術者を専任で配置する場合において、当局が認める兼務条件を満たす場合は、他工事の主任技術者と兼務することが可能である。)

- (2) 下請契約の請負代金の総額が税込4,500万円（建築一式工事にあつては7,000万円）以上になった場合には、建設業法に基づき特定建設業の許可、監理技術者の配置が必要となるので十分に留意すること。
- (3) 提出書類等に虚偽の記載がある場合は、契約を解除することがある。
- (4) 実施要綱第14条の規定により、入札参加資格要件を満たしていないと認められた者は、徳島市上下水道事業管理者に対し、その理由についての説明を書面により求めることができる。
- (5) 本件工事は、参加資格審査申請、添付資料、入札等を電子入札システムで行うものであり（一部郵送による。）、対応の詳細については、徳島市上下水道局建設工事等電子入札要領及び徳島市上下水道局建設工事等電子入札に関する運用基準によること。
- (6) その他、各様式等の記載例、入札心得等に従うこと。
- (7) 当局側のシステム障害等により電子入札システムによる入札手続に障害が発生した場合には、受付等の締切時間の変更、紙入札への切り替え、又は入札を取り止めることがある。